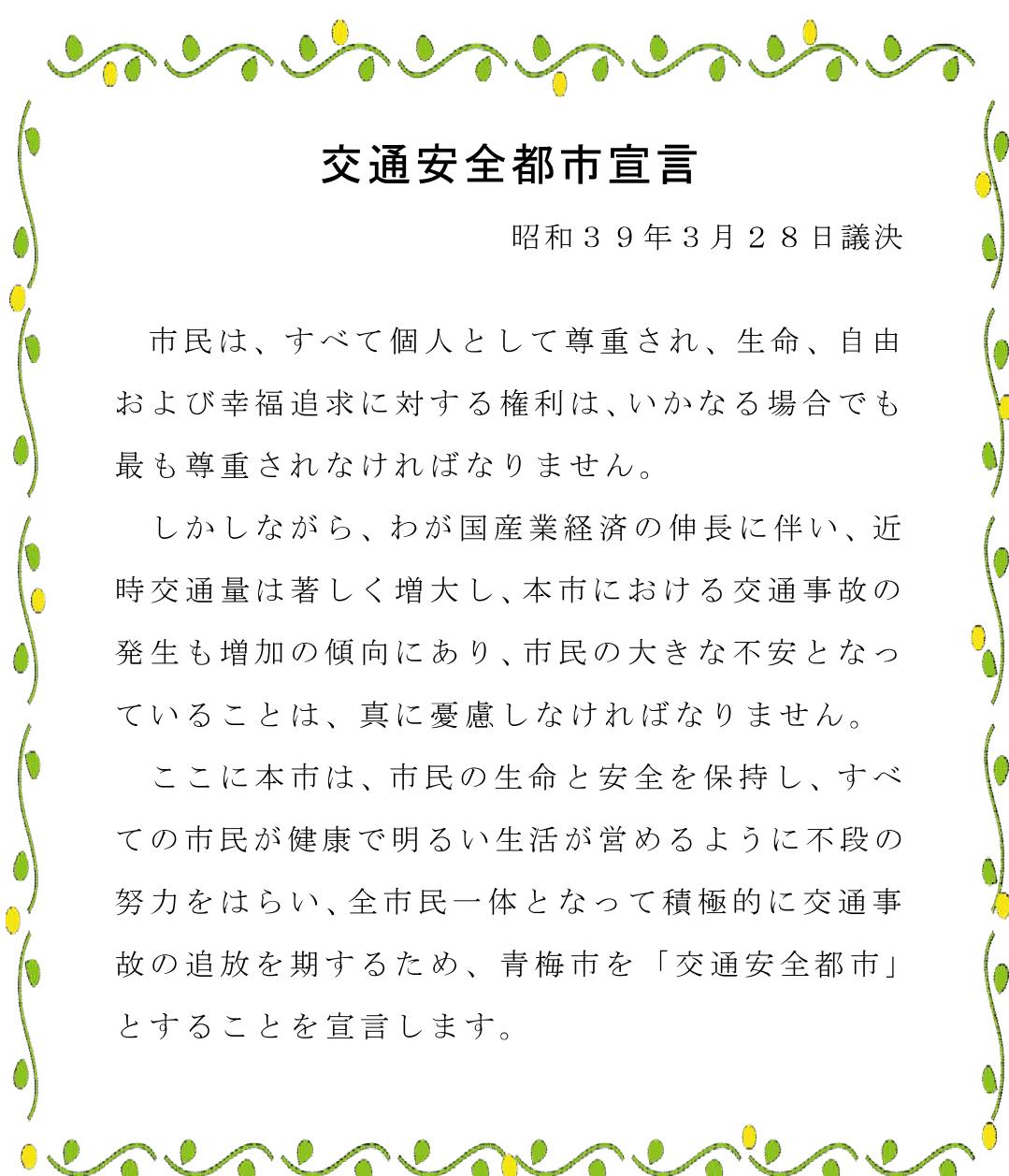


第 11 次青梅市交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

青 梅 市



交通安全都市宣言

昭和 39 年 3 月 28 日議決

市民は、すべて個人として尊重され、生命、自由および幸福追求に対する権利は、いかなる場合でも最も尊重されなければなりません。

しかしながら、わが国産業経済の伸長に伴い、近時交通量は著しく増大し、本市における交通事故の発生も増加の傾向にあり、市民の大きな不安となっていることは、真に憂慮しなければなりません。

ここに本市は、市民の生命と安全を保持し、すべての市民が健康で明るい生活が営めるように不段の努力をはらい、全市民一体となって積極的に交通事故の追放を期するため、青梅市を「交通安全都市」とすることを宣言します。

目 次

第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画の策定主旨	1
2 計画位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進	2
(1) 行政機関	2
(2) 事業者、交通関係団体、ボランティア等	2
(3) 市民	3

第2章 交通事故の現状

1 道路、鉄道および踏切交通事故の状況	3
(1) 道路交通事故の状況	3
ア 状態別死者数	5
イ 年齢層別死傷者数	5
(2) 課題別の道路交通事故等の状況	6
ア 子どもの交通事故等の状況	6
(ア) 子ども(19歳以下)の交通事故死傷者数	6
(イ) 子ども(19歳以下)の状態別死傷者数	6
イ 高齢者の交通事故等の状況	7
(ア) 高齢者の交通事故死傷者数	7
(イ) 高齢者の状態別死傷者数	7
(ウ) 高齢者の運転免許保有人口	8
ウ 自転車の交通事故の状況	8
エ 二輪車の交通事故の状況	9
オ 飲酒事故の状況	9
(3) 鉄道および踏切の事故の状況	10

第3章 第11次青梅市交通安全計画の目標

第11次青梅市交通安全計画の目標	10
------------------	----

第4章 重点課題および施策の方向性

1 「子どもと高齢者の交通安全の確保」	11
2 「自転車の安全利用の推進」	11
3 「二輪車の安全対策の推進」	12
4 「飲酒運転の根絶」	12

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

1 安全安心な道路交通環境の整備	14
(1) 歩道の整備	14
(2) 道路環境の整備	14
(3) 生活道路および通学路における交通事故防止対策の推進	14
ア 生活道路における歩行者および自転車利用者の 交通事故防止対策の推進	14
イ 通学路等における児童等の安全確保に関する取組	15
(ア) 新入学児童の安全対策	15

(イ) 自転車通学をしている生徒の安全対策	15
ウ 通学路等における交通安全の確保	15
(ア) 小学校の通学路等における交通安全総点検の推進	15
(イ) 通学路等における交通安全対策	16
2 交通安全施設等整備事業の推進	16
(1) 道路の整備	16
ア 市道の整備	16
イ 国道・都道の整備	16
(2) 歩車分離対策	16
(3) 防護柵の整備	17
(4) 道路照明の整備	17
(5) 道路標識等の整備	17
ア 分かりやすい案内標識等の整備	17
イ 安全で円滑な通行を支援する道路標識	17
(6) 信号機の整備・高度化	17
ア 信号機の新設	17
イ 歩車分離式信号機の整備	17
ウ 右折感応型信号機の整備	17
エ ゆとりシグナルの整備	18
オ 歩行者感応制御式信号機の整備	18
(7) 見通しの悪い交差点やカーブ地点対策	18
(8) 事故多発地点対策のための交通安全施設の改良等	19
(9) 交通危険箇所解消対策の推進	19
(10) 交通環境のバリアフリー化	19
(11) その他の交通安全施設等の整備	19
3 自転車利用環境の整備	19
(1) 歩行者および自転車利用者の安全対策	19
(2) 自転車等駐車場の利用環境の整備	19
4 その他の道路交通環境の整備	20
(1) 道路等の緑化推進	20
(2) 道路使用許可申請の適正受理	20
(3) 不法占用物件の排除	20

第2章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進	21
(1) 交通安全教育の指針	21
(2) 学校等における交通安全教育	21
ア 幼稚園・保育所等での交通安全教育	21
イ 学校での交通安全教育	21
(ア) 「安全教育プログラム」による交通安全教育の推進	21
(イ) 小学校での交通安全教育	21
(ウ) 中学校での交通安全教育	22
(エ) 高等学校での交通安全教育	22
(3) 高齢者に対する交通安全教育	22
ア 高齢者交通安全対策重点地区	22
イ 啓発活動	22
ウ 参加・体験型講習会の充実	23
エ 家庭訪問等による交通安全意識の高揚	23
(4) 運転者に対する交通安全教育	23
ア 企業等の従業員への交通安全教育	23
イ 飲酒運転根絶のための教育	23

(5) 自転車の安全利用の推進	23
ア　自転車運転免許証制度の推進	24
イ　交通事故再現方式による自転車安全教育の推進	24
ウ　青梅市交通公園における交通安全教育の推進	24
(6) 二輪車の安全教育の推進	24
(7) 身体に障害のある人に対する交通安全教育	25
(8) 外国人に対する交通安全教育	25
2 地域における交通安全意識の高揚	25
(1) 地域ぐるみの交通安全運動の推進	25
ア　春および秋の全国交通安全運動、 TOKYO交通安全キャンペーン	25
イ　交通安全日	25
ウ　トワイライト・オン運動	25
エ　「横断 SAFETY ACTION」の推進	26
オ　暴走族追放強化期間	26
(2) 交通安全教育の推進	26
(3) 地域および家庭における交通安全教育活動の推進	26
ア　地域	26
イ　家庭	26
(4) 交通少年団の活動への支援	27
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	27
(1) 広報活動の充実	27
(2) 関係機関が連携した広報啓発等の実施	27
ア　交通死亡事故の抑止	27
イ　共通の標語を用いた広報の実施	27
(3) 飲酒運転や妨害運転等の根絶に向けた 規範意識の徹底と啓発の推進	27
(4) シートベルトおよびチャイルドシートの正しい着用の推進	28
(5) 幼児・児童用自転車ヘルメットの着用の推進	28
(6) 自転車の点検整備の普及・啓発	28
(7) 夜間および夕暮れ時の交通安全対策の推進	28

第3章 道路交通秩序の維持

1 交通規制の実施	29
(1) 交通実態に即した交通規制	29
(2) 先行交通対策	29
2 駐車秩序の確立	29
(1) 放置駐車違反取締り制度の適正な運用	29
ア　使用者責任の追及等	29
イ　重点的取締り	29
(2) 自動車の保管場所確保の徹底	29
(3) 放置自転車防止対策の強化	30
ア　キャンペーンの実施	30
イ　生活環境の維持向上	30
3 指導取締りの強化	30
(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反に重点を置いた 指導取締りの強化	30
(2) 二輪車対策の推進	30
(3) 自転車利用者対策の推進	31
(4) 通学路等における取締り	31
(5) シートベルト着用およびチャイルドシート使用義務違反の	

	指導取締り ······	31
(6) 暴走族の取締り ······	31	
4 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の	推進・強化·····	31
(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進 ······	31	
(2) 悪質な交通事故事件等に対する厳正な捜査の推進 ······	32	
(3) 科学的な交通事故事件捜査の推進 ······	32	
第4章 安全運転と車両の安全性の確保		
1 安全運転の確保 ······	32	
(1) 運転者教育の充実 ······	32	
ア 運転者教育の効果的促進 ······	32	
イ 運転経歴証明書の周知 ······	32	
ウ 二輪車安全運転推奨シール交付制度 ······	33	
エ 更新時講習の充実 ······	33	
(2) トラックストップ作戦等を通じた広報啓発活動 ······	33	
(3) 自動車運転代行業の業務適正化 ······	33	
(4) 道路交通に関する情報の収集と提供 ······	33	
2 車両の安全性の確保 ······	34	
第5章 救助・救急体制の充実 ······ 34		
第6章 被害者の支援		
1 交通事故相談業務の充実 ······	34	
(1) 相談体制 ······	34	
(2) 交通事故事件被害者等に対する連絡制度 ······	34	
2 被害者支援制度 ······	35	
(1) 東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」 ······	35	
(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進 ······	35	
第7章 災害に強い交通施設等の整備		
1 災害に強い交通施設等の整備 ······	35	
(1) 道路橋りょう等の長寿命化、耐震性の強化 ······	35	
(2) 無電柱化の推進 ······	36	
2 災害時の交通安全確保 ······	36	
(1) 大規模事故時等の各機関の相互連携の確保 ······	36	
(2) 緊急通行車両等の交通確保 ······	36	
ア 災害時等における運転者等に対する情報提供 ······	36	
イ 緊急道路障害物除去 ······	36	
(3) 信号機の減灯対策 ······	36	
(4) 災害への備えに関する広報啓発 ······	37	
第8章 鉄道および踏切の交通安全について		
1 鉄道の交通安全 ······	37	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上 ······	37	
(2) 利用しやすい駅施設等の整備 ······	37	
2 踏切の交通安全 ······	37	

第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画の策定主旨

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。これにもとづき、青梅市においても10次にわたり青梅市交通安全計画を策定し、国、東京都（以下「都」という。）、青梅市（以下「市」という。）、関係民間団体等が連携し、各分野における交通安全対策を実施してきました。

第10次青梅市交通安全計画（以下「第10次計画」という。）の目標の一つである「計画期間（平成28年度～令和2年度）における年間の道路交通事故死者数を1人以下にすること」については、死者数が0名の年もありますが、5年間で計13名となっております。また、交通事故の発生件数についても、年々減少していますが、市民の安全・安心のためには、更なる削減努力を積み重ねていく必要があります。

今後も人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これにもとづいて諸施策を一層推進していくかなければなりません。

また、少子高齢化が進行する状況の中、本市の第6次総合長期計画で掲げるまちの将来像である「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅—ゆめ・うめ・おうめー」の実現のためにも、交通安全対策の推進は重要な施策の1つです。

このような観点から、第11次青梅市交通安全計画を策定し、本計画にもとづき、交通の状況や地域の実態に即した交通の安全に関する施策を効果的に実施し、交通事故のない安全・安心な社会の実現を目指します。

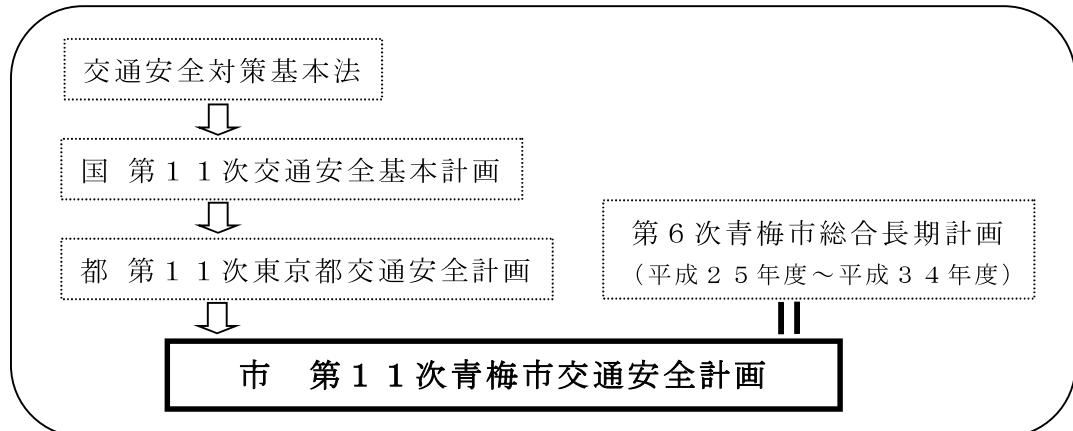
2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項および第4項の規定により、令和3年度から令和7年度までの5年間、青梅市において講ずべき陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、第11次東京都交通安全計画にもとづき策定するものです。
- (2) 本計画は、青梅市、青梅警察署および関係機関が実施する諸施策を定め

るとともに、陸上交通の安全に関する事業を掲げます。

- (3) 本計画は、市民に対して、交通安全に関する行動指針を示すとともに、交通安全に関する自助、共助の取組を呼びかけます。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

4 計画の推進

(1) 行政機関

ア 本計画の主旨および本計画に定める施策を踏まえ、各地域の交通情勢や住民の生活に対応した事業を実施するとともに、効果的な交通安全対策を推進していきます。

イ 事業の実施に当たっては、道路管理者、青梅警察署をはじめ、交通関係団体の代表者などで組織する青梅市交通安全対策審議会を中心に、総合的かつ一体的な交通安全対策を推進していきます。

(2) 事業者、交通関係団体、ボランティア等

市民を交通事故から守るうえで、事業者は大きな役割を果たしています。特に、自動車を運行する事業者は、事業所を中心として、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めることが求められています。

また、地域における交通関係団体やボランティアは、それぞれの地域や

市、警察署と連携して、主体的に、あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策事業を進めていくことが期待されています。

(3) 市民

交通事故をなくしていくためには、何より一人一人が交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣とすることが肝要です。

この計画が効果的に推進されるよう、市民も計画の担い手の一人となり、行政機関等と一緒にになって交通安全について考え、行動するとともに、地域で自助、共助の取組を進めていくことが期待されています。

第2章 交通事故の現状

1 道路、鉄道および踏切交通事故の状況

(1) 道路交通事故の状況

市内における過去10年間の交通事故発生件数および死傷者数は、交通安全施設の整備を行うとともに、交通の取締り等が実施された結果、年々減少しているものの、重傷者数と死者数は増加しています。

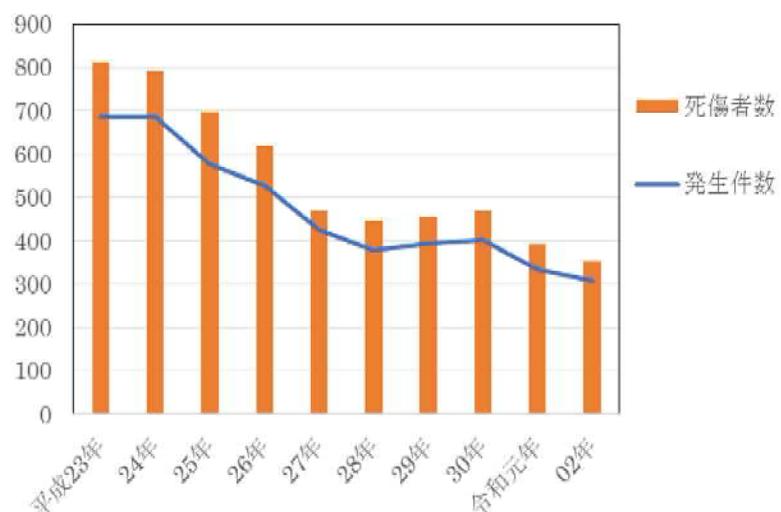
青梅市の交通事故発生状況 (人)

区分	発生件数	軽傷者数	重傷者数	死者数	死傷者数
平成23年	686	807	6	0	813
24年	687	784	6	1	791
25年	578	688	4	5	697
26年	527	620	0	0	620
27年	425	467	1	1	469
28年	379	444	1	2	447
29年	393	436	13	5	454
30年	402	449	18	3	470
令和元年	335	378	13	0	391
2年	309	345	5	3	353

(警視庁の統計より)

(件・人)

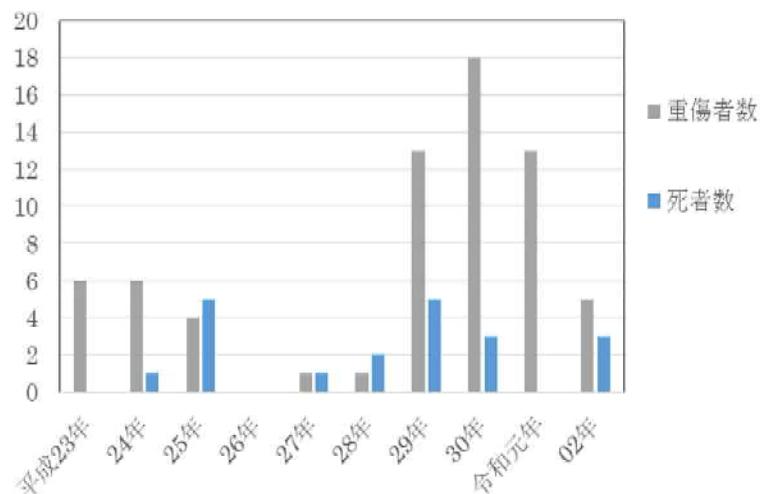
交通事故発生状況 1



(警視庁の統計より)

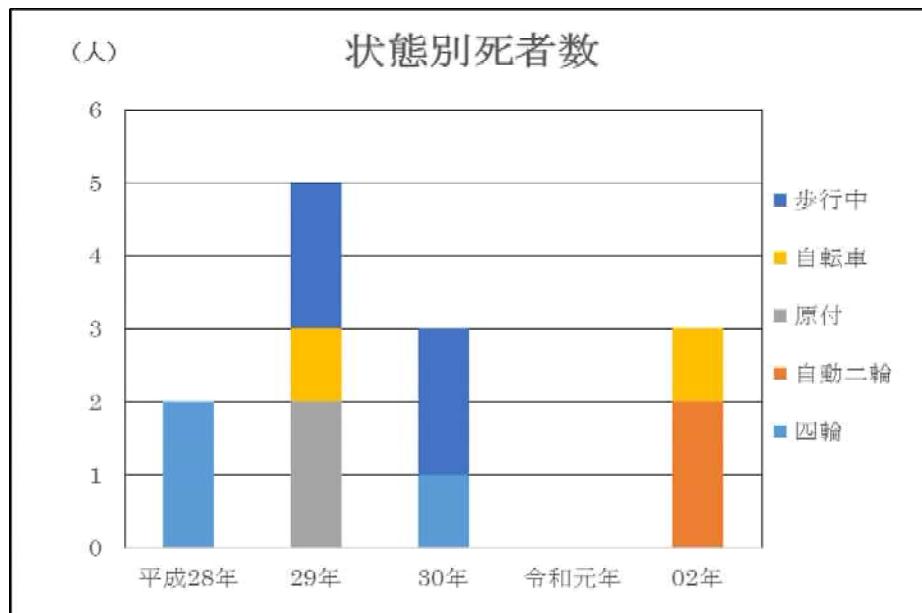
(人)

交通事故発生状況 2



(警視庁の統計より)

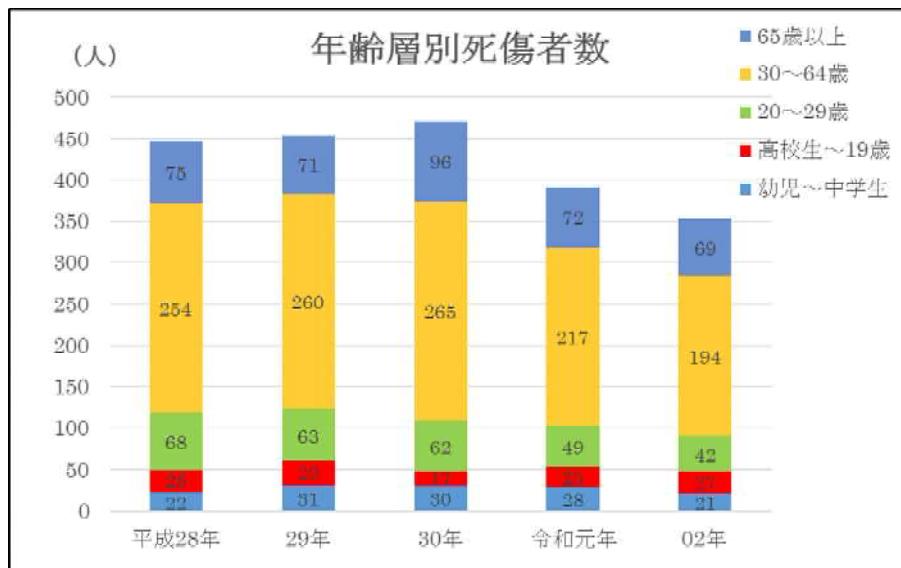
ア 状態別死者数



(警視庁の統計より)

状態別死者数は、過去5年の総数13人のうち4人が歩行中。四輪3人。自動二輪、原付運転中および自転車がそれぞれ2人。ということから、歩行中の事故による割合が高いことがわかります。

イ 年齢層別死傷者数



(警視庁の統計より)

年齢層別死傷者数は、全体では毎年減少しているものの、高齢者と19歳未満の占める割合は、高い状況が続いている。このような状況から、引き続き歩行者、子どもと高齢者の交通事故防

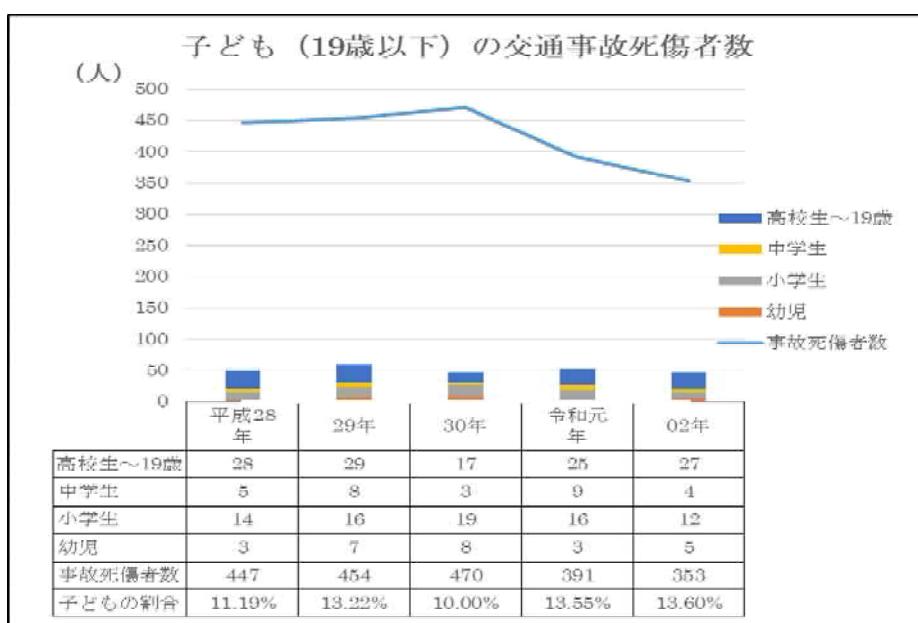
止対策を重点的、計画的に推進するものです。

(2) 課題別の道路交通事故等の状況

第10次青梅市交通安全計画では、道路交通の安全について、「子どもと高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」の4つを重点課題とし、施策を実施しました。これら4つの課題別の交通事故の状況は、以下のとおりとなっています。

ア 子どもの交通事故等の状況

(ア) 子ども（19歳以下）の交通事故死傷者数



(警視庁の統計より)

(イ) 子ども（19歳以下）の状態別死傷者数

状態別における子ども死傷者数の割合（平成28～令和2年の平均）

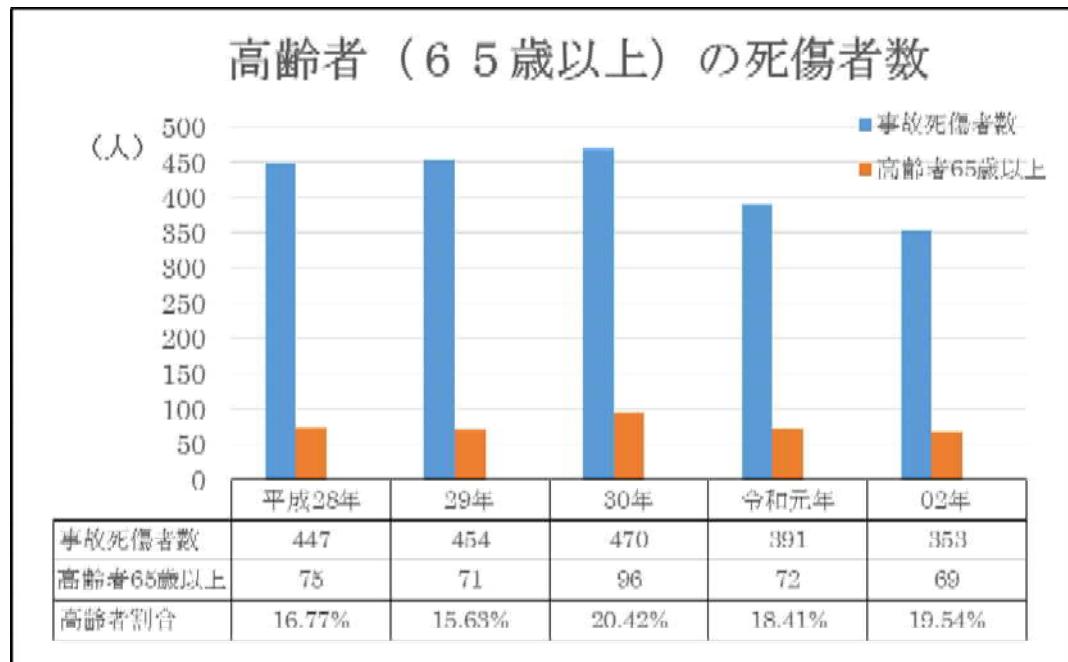
	四輪車 乗車中	二輪車乗車中		自転車 乗車中	歩行中	計
		自動 二輪	原付			
総死傷者数(人)	228.0	47.4	19.4	92.8	62.4	450.0
うち子ども(人)	11.8	6.8	2.2	24.2	8.6	53.6
子ども割合	5.17%	14.34%	11.34%	26.07%	13.78%	11.91%

(警視庁の統計より)

全死傷者数のうち子ども（19歳以下）は自転車乗車中の事故割合が26.07%と特に多くなっております。

イ 高齢者の交通事故等の状況

(ア) 高齢者の交通事故死傷者数



(警視庁の統計より)

(イ) 高齢者の状態別死傷者数

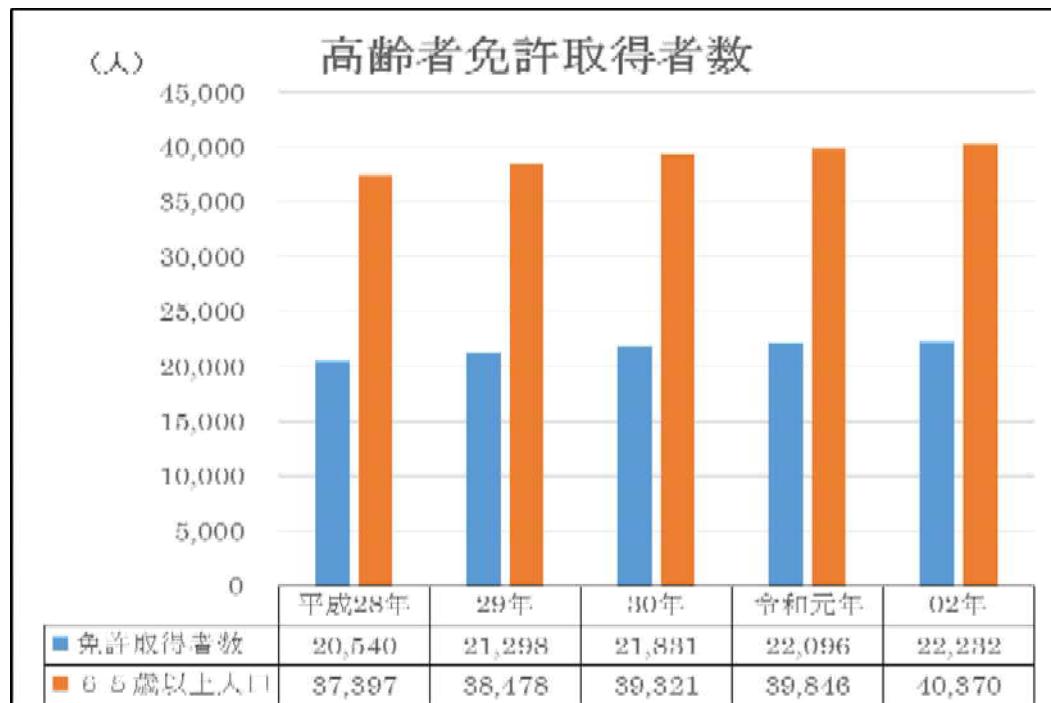
状態別における高齢者死傷者数の割合（平成28～令和2年の平均）

	四輪車 乗車中	二輪車乗車中		自転車 乗車中	歩行中	計
		自動 二輪	原付			
総死傷者数(人)	228.0	47.4	19.4	92.8	62.4	450.0
うち 高齢者(人)	33.4	2.2	4.2	17.0	19.8	76.6
高齢者割合(%)	14.6	4.6	21.6	18.3	31.7	17.0

(警視庁の統計より)

全死傷者数のうち高齢者の歩行中の事故割合は31.7%と、特に多くなっております。

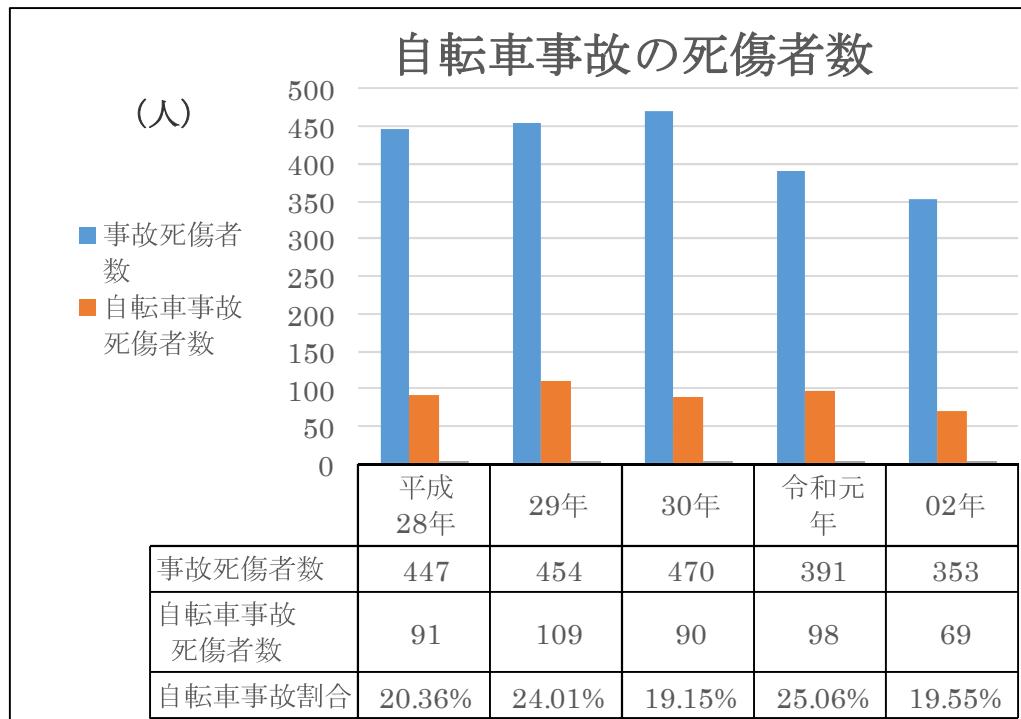
(ウ) 高齢者の運転免許保有人口



(警視庁の統計より)

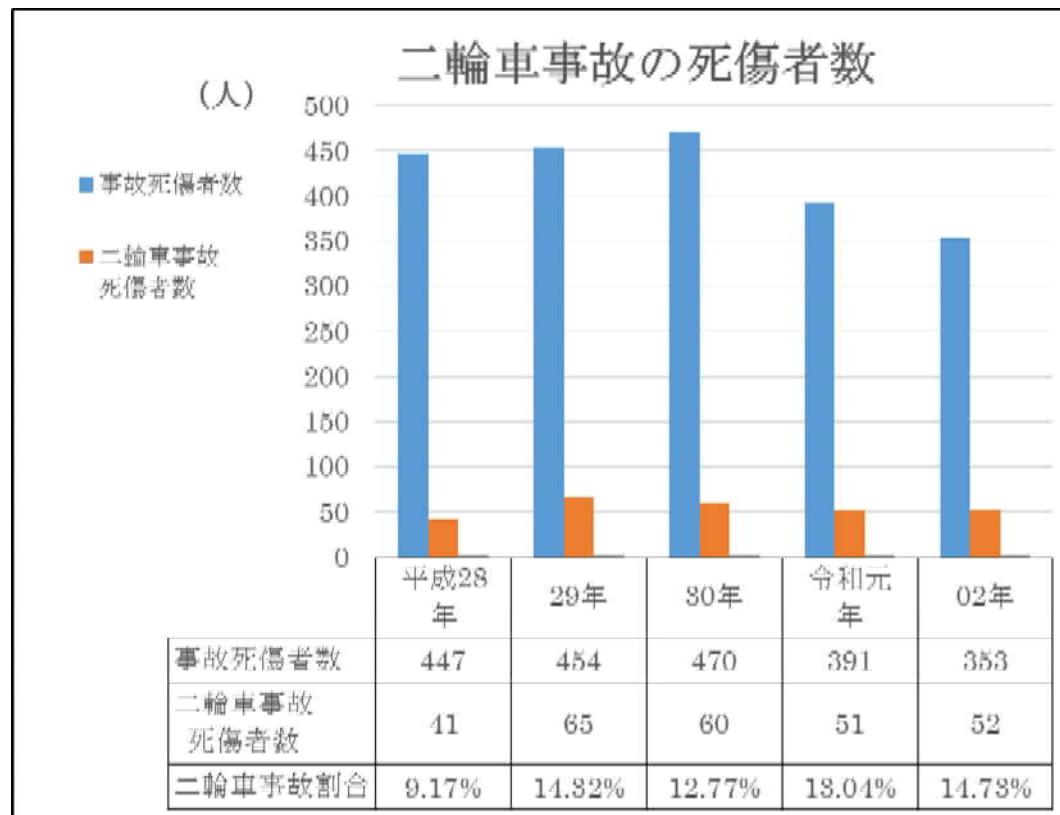
人口増加にあわせて、免許取得者数も増加しており、高齢者のうち実に 55.0% の人が免許を保持しています。

ウ 自転車の交通事故の状況



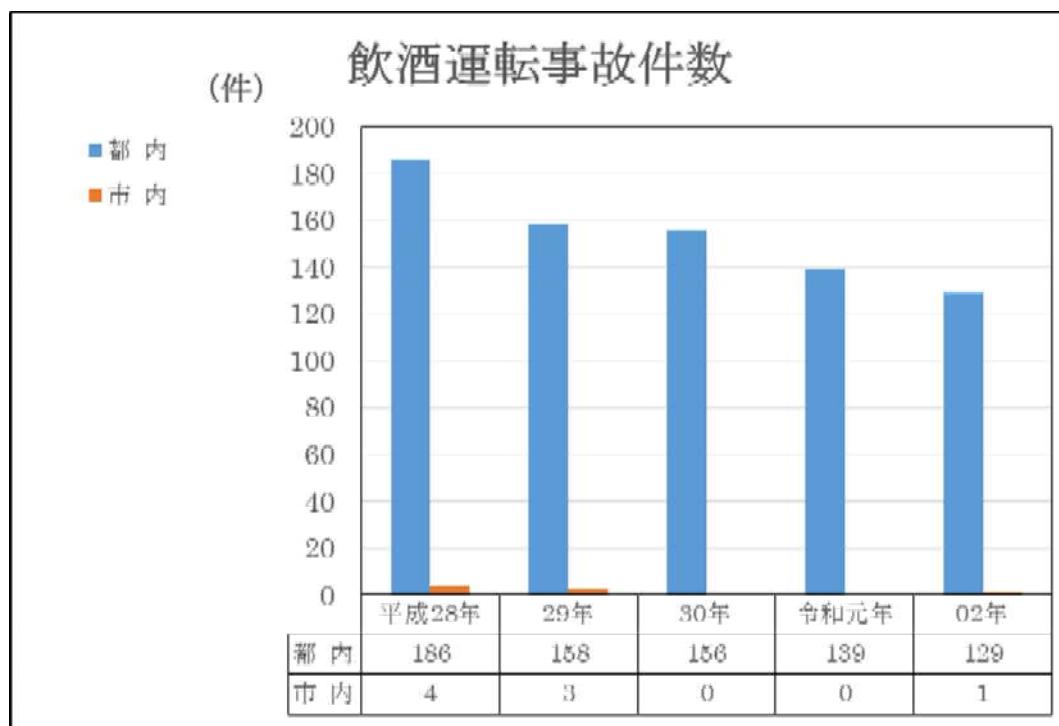
(警視庁の統計より)

エ 二輪車の交通事故の状況



(警視庁の統計より)

オ 飲酒事故の状況



(警視庁の統計より)

(3) 鉄道および踏切の事故の状況

平成30年8月、青梅市沢井の薬師堂踏切（当時警報器、遮断機なし）において、歩行者が踏切を渡り切れずに進行してきた電車と衝突し、重傷を負う事故が発生しています。

第3章 第11次青梅市交通安全計画の目標

- 1 人命尊重の理念に立って、各機関が連携、協力して各種施策を着実に推進していくとともに、市民の交通安全に関する自助、共助の取組を支援することにより交通事故が減少するよう努めます。
- 2 交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指します。
- 3 計画期間における年間の道路交通事故死者数を1人以下にすることを目指すとともに、負傷者数の減少を目指します。

第4章 重点課題および施策の方向性

本計画においては、第9次計画で定めた4つの重点課題を踏まえた上で、計画期間中に重点的に取り組むべき以下の「重点課題」を定め、各課題に対応した各種の交通安全施策に取り組むことにより、交通事故および交通事故死傷者の発生を抑制します。

重点課題

- 1 「子どもと高齢者の交通安全の確保」
- 2 「自転車の安全利用の推進」
- 3 「二輪車の安全対策の推進」
- 4 「飲酒運転の根絶」

1 「子どもと高齢者の交通安全の確保」

子どもや高齢者の交通事故は、毎年減少しているものの、事故件数に占める割合としては高い状況が続いているおり、状態別にみても、歩行中や自転車乗用中が多くなっています。

そのため、バリアフリーに対応した幅の広い道路の整備や、通過交通の抑制、30km每時の速度規制を行うゾーン対策など、生活道路や通学路の安全対策を推進するとともに、歩行者の安全に資する信号の高度化など、歩行者や自転車にとって安全な交通環境の整備を進めます。

また、子どもに対しては、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、交通事故から子どもたちを守るために、子どもおよび保護者に対して、交通安全教育を推進していきます。

高齢者に対しては、交通安全教室等において、加齢による身体機能の変化、事故状況、発生実態等を踏まえながら、安全教育を推進し、「事故のないまち青梅」、「子どもと高齢者にやさしいまち青梅」の実現を目指します。

2 「自転車の安全利用の推進」

歩道を暴走する自転車や走行中の携帯電話の使用等の危険行為、自転車利用者の交通法規の知識不足、駅前放置自転車等、自転車の利用に当たっては、利用者のマナー等が問題となっております。

そのため、自転車乗用中の交通違反の取締りの強化、自転車利用者に対する交通安全講習の実施、放置自転車対策など、自転車の安全利用の対策は重要な課題です。

このようなことから、学校における交通安全教育の充実や地域での交通安全教育の実施など、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るための交通安全教育を更に充実させ、自転車安全利用五則を推進していきます。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

<歩道を通行できる場合>

- ・道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき
- ・13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者
- ・車道通行に支障がある身体に障害のある方
- ・車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

※このほかに、自転車運転中の傘差し、スマートフォン、携帯電話、イヤホン等の使用の禁止を呼び掛けていきます。

3 「二輪車の安全対策の推進」

二輪車は身体を露出して運転することから、大きな事故になる割合が高くなります。

本市では、通勤、通学の際、駅までの交通手段として二輪車を利用している人も多い状況です。また、市内や奥多摩方面の観光地を訪れる二輪車の数が、春および秋の行楽期を中心として非常に多いという実態もあります。

このようなことから、二輪車運転者に対する指導・教育等を推進して、交通事故防止を図ることが重要です。

4 「飲酒運転の根絶」

危険運転致死傷罪の創設や道路交通法の罰則強化等により、飲酒運転による事故や飲酒運転は減少しました。

しかし、いまだに飲酒運転や飲酒運転による事故は後を絶たない状況にあり、看過できない重要な課題であります。

そこで、酒類提供飲食店等と連携して実施する規範意識を徹底するための活動や「ハンドルキーパー運動」※の普及に努めるなど、飲酒運転を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転の根絶を目指します。

※ハンドルキーパー運動

自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

1 安全安心な道路交通環境の整備

(1) 歩道の整備

歩道における歩行者と自転車利用者の双方の安全対策を図るため、歩道の拡幅を推進します。また、道路上の電柱や看板、工作物は自転車の通行にとって大きな障害になり、歩行者の通行にも影響を及ぼすことから、電線類の地中化や障害物の撤去に努めます。

さらに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、バリアフリーに対応した幅員2m以上の歩道整備や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、誰もが安心して歩ける歩道の整備に努めます。

(福祉総務課、都市整備部管理課、土木課)

(2) 道路環境の整備

誰にでも見やすく、分かりやすい道路標識等を整備するため、道路交通の規模、環境等に応じて標識の整理統合、大型化、超高輝度化、街路灯などへの共架等を推進します。特に、高齢歩行者および高齢運転者のために、道路標識の大型化や超高輝度反射板化を図ります。

また、道路標示についても高輝度化を図り、設置位置、間隔等を十分に考慮するなど標識・標示の整備と適正な維持管理に努めます。さらに、小・中学校PTA連合会や自治会等の住民からの要望にもとづき、危険箇所や交通事故の発生のおそれのある箇所について、より安全な道路交通環境の整備に努めます。

(青梅警察署、都市整備部管理課、土木課)

(3) 生活道路および通学路における交通事故防止対策の推進

ア 生活道路における歩行者および自転車利用者の交通事故防止対策の推進

生活道路における歩行者および自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、「ゾーン30プラス」※の整備、道路標識の超高輝度化等の整備を進めるほか、道路管理者に対してガードレール等の設置や注意喚起のためのカラー舗装、物理的デバイスの整備を要請するなど、道

路利用者である歩行者および自転車利用者の視点に立った各種交通事故防止対策を推進します。

※ゾーン 30 プラス

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて、最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制と物理的デバイスとの組合せにより交通安全の向上を図ろうとするもの。

（青梅警察署）

イ 通学路等における児童等の安全確保に関する取組

東京都安全安心まちづくり条例にもとづく「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」（平成 27 年 8 月 28 日 27 青総安第 186 号）により、通学路等に係る関係機関と連携を図りながら、安全確保に必要な対策を推進するとともに、各小学校において「地域安全マップ」を作成し、児童の交通安全意識の向上を図ります。

また、登下校時の見守り活動などの取組を促進します。

（青梅警察署、青梅交通安全協会、学務課）

(ア) 新入学児童の安全対策

新入学児童の交通事故防止を図るため、黄色い帽子とランドセルカバーの配布を行います。

特に春の全国交通安全運動期間中には、青梅交通安全協会会員により児童の通学路安全監視活動を行います。

（青梅警察署、青梅交通安全協会、学務課、市民安全課）

(イ) 自転車通学をしている生徒の安全対策

市内の小学校へ自転車で通学している生徒の交通事故防止を図るため、自転車ヘルメットの貸与を行います。

（学務課）

ウ 通学路等における交通安全の確保

(ア) 小学校の通学路等における交通安全総点検の推進

青梅警察署、道路管理者、教育委員会、学校管理者および児童の保護者等が連携して、児童の目線を取り入れた登下校時の安全の確認、道路交通環境の交通安全総点検を行います。

その結果を踏まえ、必要に応じて対策を実施し、通学路の交通環境

の改善等に取り組みます。

(青梅警察署、都市整備部管理課、土木課、学務課、市民安全課)

(イ) 通学路等における交通安全対策

登下校時や放課後、休日の児童等の安全を確保するため、学校、保護者、スクールガード・リーダー等が連携し、地域の危険箇所の点検、確認を行い、「地域安全マップ」の作成、パトロール活動を実施します。

(教育総務課)

2 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 道路の整備

ア 市道の整備

地域住民の安全性の向上や災害に強いまちづくりのため、市道整備基準により計画的に道路整備を実施するとともに、道路交通環境の点検を行います。また、交差点内の事故防止、安全性の向上のため、道路形状の変更を含めた改良工事、交差点での視認性を高めるための道路照明等の設置を推進します。その他総合的な安全対策については、信号機の設置や一方通行等の交通規制の新設・廃止について青梅警察署へ要請します。

(都市整備部管理課、土木課)

イ 国道・都道の整備

幹線道路となる国道・都道の未整備箇所においては、これを管理する東京都に対し整備促進を要請します。

(計画保全課)

(2) 歩車分離対策

歩車道の区別がない道路における、歩行者と車両の分離対策として、ガードレール等の安全施設の充実や路側帯等の路面標示による通行区分の明確化を道路管理者と青梅警察署が連携して推進します。

(青梅警察署、都市整備部管理課、土木課)

(3) 防護柵の整備

歩行者等の車道への横断防止および歩行者安全確保のため防護柵の設置を進めます。

(都市整備部管理課、土木課)

(4) 道路照明の整備

夜間における交通事故防止のため、交差点および付近の道路照明の充実を図り、省エネルギー型照明への転換を進めます。

(青梅警察署、都市整備部管理課)

(5) 道路標識等の整備

ア 分かりやすい案内標識等の整備

誰もが安全で快適に通行できるよう、分かりやすい案内標識の設置に努めるとともに、関係機関に対して必要な整備を要請します。なお、整備にあたっては、「青梅市における案内表示板等に関する多言語化等対応指針」にもとづき、日本語、英語およびピクトグラムの表示を基本とした対応に努めます。

(企画政策課、都市整備部管理課、土木課)

イ 安全で円滑な通行を支援する道路標識

全ての交通参加者が見やすい道路標識にするため、道路管理者と連携して必要な整備を推進します。

(青梅警察署)

(6) 信号機の整備・高度化

ア 信号機の新設

歩行者および車両の安全確保と交通の円滑化を図るため、必要な場所への信号機の設置に努めます。

(青梅警察署)

イ 歩車分離式信号機の整備

交通量を勘案し、右左折車両と横断歩行者の交通事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

(青梅警察署)

ウ 右折感応型信号機の整備

渋滞対策のため、主要交差点に右折感応型信号機※の整備を推進します。

※右折感応型信号機

交差点で右折待ちの車両台数を感知して、右折矢印信号の秒数を調整し、無駄な右折矢印時間をなくす信号機

(青梅警察署)

エ ゆとりシグナルの整備

歩行速度が遅い高齢者や、児童が安心して横断歩道を渡ることができるように、高齢者用施設の付近や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の付近を中心にゆとりシグナル※の整備を行います。

※ゆとりシグナル

青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制、赤信号時の待ち時間を表示することで信号無視の防止を図るための信号機

(青梅警察署)

オ 歩行者感応制御式信号機の整備

高齢者や身体に障害のある人等の歩行の安全を確保するため、歩行者感応制御式信号機※の整備を推進します。

※歩行者感応制御式信号機

感知器を活用して、赤信号で横断を開始する歩行者に対して音声で警告を発する機能や、青信号の時間内に渡り切れないと思われる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能、逆に横断歩行者がいない場合に青信号の時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能をする信号機

(青梅警察署)

(7) 見通しの悪い交差点やカーブ地点対策

交差点やカーブでの事故防止や通行における安全性の向上のため、路側帯（外側線）の新設・補修、滑り止め舗装等の路面改良、車両に減速を促すための路面表示、ハンプ舗装、線形ならびに視線誘導標およびガードレールや道路反射鏡の設置等による安全施設の整備を行い、速度抑制の安全対策に努めます。

(青梅警察署、都市整備部管理課、土木課)

(8) 事故多発地点対策のための交通安全施設の改良等

交通事故が多発する交差点や路線については、交通規制の見直し、信号機や交差点の改良等の必要な対策を行います。

(青梅警察署、都市整備部管理課、土木課)

(9) 交通危険箇所解消対策の推進

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、実施される現場点検（一次点検）の結果を踏まえ、同様の道路交通環境にある他の危険箇所を点検（二次点検）し、当該危険箇所に必要な対策を道路管理者と連携を図りながら実施します。

(青梅警察署)

(10) 交通環境のバリアフリー化

歩行者を交通事故から守るため、歩行者と車両を分離する歩道の設置を進めるとともに、高齢者や障害のある人が安心して通行できるバリアフリー化をはじめ、ゆとりある歩行者空間の確保と歩行者の安全性の向上のため、歩道の広幅化、段差の解消に努めます。

(福祉総務課、都市整備部管理課、土木課)

(11) その他の交通安全施設等の整備

歩行者と車両の安全確保を図るため、区画線やカラー舗装、視覚に障害のある方用の点字ブロック設置など交通安全施設の整備を行います。

(都市整備部管理課、土木課)

3 自転車利用環境の整備

(1) 歩行者および自転車利用者の安全対策

歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、普通自転車専用通行帯の整備や、幹線道路、駅周辺等自転車利用の多い地区の道路の自転車ナビマーク設置や、路側帯のカラー舗装等の整備を進めます。

また、歩道上における自転車の通行部分の指定など整備を推進します。

(青梅警察署、都市整備部管理課、土木課)

(2) 自転車等駐車場の利用環境の整備

自転車等駐車場内に長期間放置されている自転車等を撤去することによ

り、場内の有効活用を図ります。

また、利用の促進、利用者の負担の軽減を図るため、学生等に対して定期利用にかかる使用料を減額します。

(都市整備部管理課)

4 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路等の緑化推進

道路、公園、その他の公共施設などの緑化を推進し、特に歩道の幅員が確保できる歩道については、植樹帯等の緑化を図り、安全で潤いのあるまちづくりを進めます。

(青梅警察署、土木課)

(2) 道路使用および道路占用許可申請の適正受理

道路上での工事や作業のための道路使用および占用については、道路交通の安全と円滑化を図るために、道路使用等の許可申請時に適正な審査を行うとともに、現場パトロール等を通じて、許可条件の遵守や保安施設の整備等について指導を徹底します。

(青梅警察署、都市整備部管理課)

(3) 不法占用物件の排除

市民や道路利用者が主体となって、青梅警察署、道路管理者とともに道路交通環境の点検を通して、道路上の不法占有物や私有地からの張り出し枝等の不法占用物件の排除を進め、市民の交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、「誰もが安全に安心して利用できる道路交通環境づくり」を図ります。

(青梅警察署、都市整備部管理課)

第2章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の指針

交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）、「自転車安全利用五則」にもとづき、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別および業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施します。

（青梅警察署）

(2) 学校等における交通安全教育

ア 幼稚園・保育所等での交通安全教育

国や東京都等から得た交通安全に関する情報を、幼稚園、保育所等に対し提供します。

青梅警察署と協力して、幼稚園、保育所等を対象に指人形劇や視聴覚教材等を用い、交通ルールやマナーなど幼児に分かりやすい交通安全教育を推進します。

（子育て推進課、青梅交通安全協会）

イ 学校での交通安全教育

(ア) 「安全教育プログラム」*による交通安全教育の推進

「安全教育プログラム」を活用して、児童・生徒に安全教育を行います。

*安全教育プログラム

東京都教育委員会独自の教師用指導資料

（指導室）

(イ) 小学校での交通安全教育

安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制などの理解を深めて、参加・体験的な指導を行い、基本的な交通ルールの浸透を図ることを目的とした自転車安全教育を推進します。

また、新入学児童・保護者向け交通安全小冊子「よいこのこうつうあんぜん」を配布し、通学時等における交通安全への習慣付けを図ります。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、指導室、市民安全課)

(ウ) 中学校での交通安全教育

歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規、応急処置、交通災害の防止等に関する基本的事項の理解を深め、交通災害防止に関する能力の育成を中心に行います。

また、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室等を通じて、交通ルールやマナーの基本的な知識を身に付けるとともに、それを遵守する姿勢や態度の育成に努めます。

(青梅警察署、指導室、市民安全課)

(エ) 高等学校での交通安全教育

社会人として必要な交通マナーを身に付けるため、交通安全教育を推進していきます。

特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車等の安全な利用に関する事項のほか地域の実情、交通事故実態に応じて、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

(青梅警察署)

(3) 高齢者に対する交通安全教育

ア 高齢者交通安全対策重点地区

買い物等で人の往来が頻繁なJR河辺駅北口地区を高齢者交通安全対策重点地区と定め、青梅交通安全協会、交通安全推進委員等と連携して、高齢者の交通安全意識の高揚のため啓発活動を推進します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会)

イ 啓発活動

春および秋の交通安全運動や交通安全キャンペーン等において、青梅交通安全協会、交通安全推進委員等と連携し、ポスター、リーフレット等を活用し、高齢者の交通安全意識の高揚のための啓発を行います。

また、高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

ウ 参加・体験型講習会の充実

産業観光まつり等、地域のイベントと連携して参加・体験型の交通安全教育や視聴覚教材を用いた講習会を実施することにより、高齢者の事故防止を図ります。

また、高齢者クラブや高齢者クラブ連合会、高齢者サークルなどにおいて、リーフレット等を活用して、交通安全教育を推進するとともに、夜間の交通事故防止のため、反射材等の利用を促進していきます。

さらに、高齢者・家族向け交通安全小冊子「安全毎日」を配布し、交通安全意識の普及啓発を行います。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

エ 家庭訪問等による交通安全意識の高揚

警察職員、交通安全協会指導員等が高齢者宅を訪問し、個別の交通安全教育に努めます。さらに、交差点等での保護誘導活動を推進します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会)

(4) 運転者に対する交通安全教育

ア 企業等の従業員への交通安全教育

業務において、自転車を含む車両等を使用する企業等に対し、社員研修などの機会を利用して交通安全講習会を実施します。

(青梅警察署)

イ 飲酒運転根絶のための教育

飲酒運転を根絶するための業務管理を徹底していただくため、事業主及び安全運転管理者に飲酒運転の危険性と社会的責任について指導し、企業倫理と危機管理意識の醸成を図ります。

(青梅警察署)

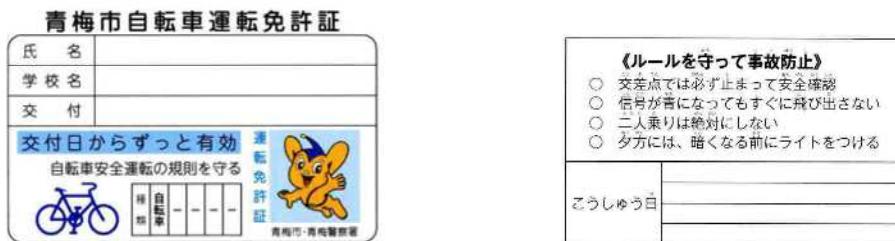
(5) 自転車の安全利用の推進

関係機関や団体と連携して、自転車安全利用五則にもとづき、自転車安全利用の意識の高揚および交通マナー向上の教育に努めます。

ア 自転車運転免許証制度の推進

市内の小学校に在籍する3年生を対象に、自転車の安全利用、マナー向上を目的とした実技および筆記試験の教室を実施し、合格者に自転車運転免許証を発行する本市独自の「自転車運転免許制度」を推進します。

(青梅警察署、市民安全課)



(表)

(裏)

イ 交通事故再現方式による自転車安全教育の推進

中学生を対象に、交通事故防止と自転車の重大事故防止のため、スタッフマンが生徒の目の前で交通事故を再現する「スケアード・ストレイト方式」の自転車交通安全教室を実施します。

(青梅警察署、市民安全課)

ウ 青梅市交通公園における交通安全教育の推進

上記アの教室をはじめ、公園内の交通施設（信号機、交通標識、自転車コース等）を利用して、交通ルールやマナーの指導を行います。

また、各種団体の希望に応じた交通安全教室を実施します。

(市民安全課)

(6) 二輪車の安全教育の推進

二輪車交通事故では、単独事故が多発していることから、警視庁で実施している二輪車実技教室への参加を促し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

また、二輪車交通事故死者の損傷主部位は、頭部および胸・腹部が高い割合を占めていることから、被害軽減対策としてライダーに対する「ヘルメットのあごひもの確実な結着」等の指導や関係機関・団体と連携した「胸部プロテクター着用」を促進するなど、二輪車運転者の重大交通事故抑止対策を図ります。

(青梅警察署)

(7) 身体に障害のある人に対する交通安全教育

身体に障害のある人の安全な通行方法等に関する交通安全教育を行います。

また、関係機関・団体等と相互に連携を図り、手話等による交通安全教育を積極的に推進して、交通安全意識の高揚を図ります。

(青梅警察署)

(8) 外国人に対する交通安全教育

外国人に対しては、基本的な交通ルール等の周知に重点を置いた交通安全教育を推進します。

(青梅警察署)

2 地域における交通安全意識の高揚

(1) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 春および秋の全国交通安全運動、TOKYO交通安全キャンペーン
市民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、安全で快適な交通社会が実現されるよう春および秋の全国交通安全運動、年末のTOKYO交通安全キャンペーンを実施します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

イ 交通安全日

原則として毎月10日を「交通安全日」に指定して、市内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

ウ トワイライト・オン運動

年間を通じ、車両の前照灯を暗くなる前に点灯し、ドライバーや歩行者の注意を喚起する「トワイライト・オン運動」を安全運転管理者選任事業所、関係機関・団体に対し参加を働き掛けるとともに、各種交通街頭活動を通じて推進します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

エ 「横断 SAFETY ACTION」※の推進

歩行者が道路を横断する前に行う、安全を確保するための行動「横断 SAFETY ACTION」を市民に普及させる広報啓発活動を推進します。

※「横断 SAFETY ACTION」

横断歩道を渡るときに、車両に横断を知らせる「3つのアクション」のこと。

1. 顔を車両の方向に向ける
2. 手を出して車両に合図をする
3. 安全な場所で一步踏み出す

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

オ 暴走族追放強化期間

暴走行為が本格化する前の夏期1か月間を暴走族追放強化期間として、暴走族の追放、暴走族追放気運の高揚、若者の交通安全意識の向上等を促進します。

(青梅警察署)

(2) 交通安全教育の推進

春と秋の年2回実施している全国交通安全運動に先駆けて、市内12か所の青梅交通安全協会支部において、交通安全講習会を開催します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

(3) 地域および家庭における交通安全教育活動の推進

ア 地域

交通安全協会指導員が各支部の実情や交通実態に応じた活動を行い、青梅警察署、奥多摩町および自治会等と連携しながら、交通安全教育、交通安全活動の推進に努めます。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

イ 家庭

「交通安全は家庭から」をスローガンに、親を中心となって交通の話題を取り上げ、交通安全について話し合いが行われるよう、情報提供を行い、交通ルールと交通マナーの啓発を図ります。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

(4) 交通少年団の活動への支援

交通少年団への加入を促進し、団員に対する交通安全教育のほか活動上の助言、指導および研修を積極的に行い、組織の育成を図ります。

また、団体活動を通じて交通安全意識の高揚を図ります。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(1) 広報活動の充実

市民の交通安全意識の高揚を図り、交通安全行動の実践を定着化させるため、広報おうめ、ホームページ、看板、電光掲示板、ポスター等や交通安全運動等の行事など、あらゆる機会を通じて効果的な広報活動を推進します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

(2) 関係機関が連携した広報啓発等の実施

ア 交通死亡事故の抑止

交通死亡事故が発生した場合に、市民等に対して交通事故に関する注意を喚起するとともに、青梅警察署および関係機関等が連携して早期に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図ります。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

イ 共通の標語を用いた広報の実施

関係機関および団体の連携を促進するため、交通安全キャンペーン等において、共通の標語を用いた広報啓発活動を実施します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

(3) 飲酒運転や妨害運転等の根絶に向けた規範意識の徹底と啓発の推進

飲酒運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険性やこれらの運転に起因する交通事故の実態を周知するとともに、飲酒運転に関しては、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動」※の普及浸透に努めるなど、飲酒運転等を許さない社会環境づくりに取り組みます。

また、関係機関、民間団体、企業等と連携した「全国交通安全運動（春・秋）」、各種キャンペーン等を通じて取組を推進し、飲酒運転の根絶を目指

します。

※ハンドルキーパー運動

自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動

（青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課）

(4) シートベルトおよびチャイルドシートの正しい着用の推進

広報おうめ、ポスター、チラシ等の各種広報媒体を積極的に活用するほか、街頭における各種キャンペーン、交通安全講習会等において後部座席を含むシートベルトの正しい着用の必要性とチャイルドシートの着用効果に関する啓発を推進していきます。

（青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課）

(5) 幼児・児童用自転車ヘルメットの着用の推進

保護者等に対し、幼児・児童用自転車ヘルメット着用等安全対策の必要性について周知を図ります。

（青梅警察署、市民安全課）

(6) 自転車の点検整備の普及・啓発

交通安全教育、広報活動等を通じ、自転車利用者に対し定期的に自転車安全整備店において点検整備を受けるよう呼び掛け、安全意識および点検整備の徹底を図ります。

（青梅警察署、市民安全課）

(7) 夜間および夕暮れ時の交通安全対策の推進

薄暮時間帯や夜間における自転車の交通事故を防止するため、反射材用品の活用や外出時における目立つ色の服装の着用について、広報・啓発活動を強化します。

（青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課）

第3章 道路交通秩序の維持

1 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制

幹線道路等の安全で円滑な交通を確保するため、交通規制等の見直しを図っていきます。また、生活道路を利用する学童等の通行に危険が及ばないよう必要に応じて通行禁止規制などを行い、通過交通の生活道路への流入を防止します。

(青梅警察署)

(2) 先行交通対策

大規模な再開発や大型店舗の建設、道路、鉄道等の整備は、地域の交通流に大きな変化を及ぼす反面、交通基盤の整備改善を図る好機でもあることから、これらの開発計画を早期に把握するとともに、交通管理上必要な施策が計画に盛り込まれるよう計画立案者や事業者等とあらかじめ調整を行う等、先行交通対策を推進します。

(青梅警察署)

2 駐車秩序の確立

(1) 放置駐車違反取締り制度の適正な運用

ア 使用者責任の追及等

放置車両確認機関による標章取付け作業を積極的に行うとともに、放置違反金制度や車両使用制限等により、運転者又は使用者の責任追及を徹底します。

(青梅警察署)

イ 重点的取締り

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置き、また、違法駐車の実態に応じて重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」に沿って、取締りを推進します。

(青梅警察署)

(2) 自動車の保管場所確保の徹底

自動車の保管場所証明・届出事務の適切な実施に努めるとともに、車庫代わり駐車、長時間駐車等の違反の指導取締りを推進します。

(青梅警察署)

(3) 放置自転車防止対策の強化

ア キャンペーンの実施

東京都と市の共催による「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」により、放置自転車防止にかかる街頭啓発を行います。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、母の会、都市整備部管理課)

イ 生活環境の維持向上

青梅駅、東青梅駅および河辺駅周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の利用者に対して放置禁止の指導および警告を行うとともに、放置自転車等を撤去することにより、駅周辺の環境整備を図ります。

(都市整備部管理課)

3 指導取締りの強化

(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反に重点を置いた指導取締りの強化

飲酒運転、無免許運転、速度超過、交差点違反（横断歩行者妨害、信号無視等）等の悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反に重点を置いた指導取締りを強化します。

- ・運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加傾向にあるなか、道路交通法が改正され、令和元年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」などに対する罰則が強化されました。
- ・道路交通法の改正により、令和2年6月30日から妨害運転「あおり運転」に対する罰則が創設されました。

(青梅警察署)

(2) 二輪車対策の推進

二輪車による死亡・重傷事故が多発している青梅街道などの主要幹線道路を「重点路線」として指定し、重大交通事故に直結する違反の指導取締りや、主要な交差点等での街頭監視を強化します。

また、二輪車販売店等で構成する「二輪車交通事故防止ネットワーク」

等を利用して、交通安全情報の発信に努めます。

(青梅警察署)

(3) 自転車利用者対策の推進

自転車利用者による交通事故を防止するため、交通ルール・マナーを守らない走行に対しては、自転車指導警告カードおよび自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働きかけを行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、交通切符等による取締りを実施します。

(青梅警察署)

(4) 通学路等における取締り

通学路等における子どもの安全を確保するため、登下校時間帯等を勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害をはじめとする子どもの安全確保のための指導取締りを推進します。

(青梅警察署)

(5) シートベルト着用およびチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

シートベルトの着用とチャイルドシート使用の徹底を図るため、指導取締りを強化するとともに、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用について広報啓発活動に努めます。

(青梅警察署、市民安全課)

(6) 暴走族の取締り

暴走族に対しては、小規模の集団暴走であっても看過することなく、道路交通法のほか、関係法令を適用し、検挙に向けて取締りを徹底し、組織の弱体化や壊滅を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。

また、関係機関との連携を強化して暴走族追放の気運の高揚を図ります。

(青梅警察署)

4 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化

(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、組織的かつ重点的な捜査と客観的証拠にもとづいた立証を推進します。

(青梅警察署)

(2) 悪質な交通事故事件に対する厳正な捜査の推進

飲酒運転や妨害運転（「あおり運転」）等悪質危険な運転行為については、危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

また、ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底とともに、防犯カメラやドライブレコーダー等を効果的に活用し、被疑者の早期検挙を図ります。

(青梅警察署)

(3) 科学的な交通事故事件捜査の推進

より信頼性の高い客観的証拠にもとづいた交通事故事件捜査を推進するため、常時録画式交差点カメラ、3Dレーザースキャナ等の各種装備資機材の整備等、交通事故事件捜査の基盤強化を図り、科学的な交通事故事件捜査を推進します。

(青梅警察署)

第4章 安全運転と車両の安全性の確保

1 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

ア 運転者教育の効果的促進

春および秋の全国交通安全運動に先がけて行う交通安全講習会やその他交通安全教室等での運転者教育の充実に努めます。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

イ 運転経歴証明書の周知

運転に自信がなくなったなどの理由により、運転免許証の返納を希望する者や、運転はしないが身分証明書代わりに運転免許証を所持する者に対して、運転免許証の返納および運転経歴証明書の交付申請ができる旨を周知します。

(青梅警察署)

ウ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

二輪車運転者の実技講習への積極的な参加を促すため、自動二輪車実技講習受講者に二輪車安全運転推奨シールを交付し、模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図ります。

(青梅警察署)



二輪車安全運転推奨シール

エ 更新時講習の充実

運転免許証の更新の際に受講する更新時講習（優良）において、最近の交通事故の現状と対策等についての講義を行うほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容および講習方法の充実に努めます。また、高齢者の更新手続き時に、認知機能の低下による事故事例などについて指導を行います。

(青梅警察署)

(2) トラックストップ作戦等を通じた広報啓発活動

市内の主要な交差点において、大型ダンプカー等のドライバーに対し、左折巻込み防止等交通安全情報を活用した、事故防止につながる広報啓発活動に努めます。

(青梅警察署)

(3) 自動車運転代行業の業務適正化

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」にもとづく認定等を適切に行うとともに、自動車運転代行業者に対する立入検査等により自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に努めます。

(青梅警察署)

(4) 道路交通に関する情報の収集と提供

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、地震等の自然現象を的確に把握し、気象庁から発令される警報等の適切な発表および迅速な伝達に努

めます。

(防災課)

2 車両の安全性の確保

警察による取締り等を通じ車両の安全性、特に車両の整備点検の重要性について意識の向上を図ります。

また、自転車については、交通安全教室等を通じて、T Sマーク制度(※)の普及を図ります。

(※) T Sマークとは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークが貼ってある自転車には、点検の日から1年間、傷害保険、賠償責任保険などが付帯します。

(青梅警察署、青梅交通安全協会、市民安全課)

第5章 救助・救急体制の充実

交通事故現場において、救急車到着までの間の迅速かつ的確な応急手当てが重要となるため、応急手当ての知識と技術の習得を目的とした普通救命講習会の実施について、青梅消防署の協力を得ながら推進します。

(防災課)

第6章 被害者の支援

1 交通事故相談業務の充実

(1) 相談体制

交通事故に伴う損害賠償や過失割合等について、弁護士が指導・助言を行う交通事故の相談実施日について、広報おうめ等での周知に努めます。

(市民安全課)

(2) 交通事故事件被害者等に対する連絡制度

ひき逃げ事件の被害者、交通死亡事故事件の遺族、交通重傷事故事件の被害者等に対し、その要望を確認した上、捜査の進捗状況や被疑者の検挙情報、逮捕被疑者の処分等について、必要な情報を提供することにより、被害者を支援します。

(青梅警察署)

2 被害者支援制度

(1) 東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」

東京都の全市町村の住民が会費を出し合って会員となり、交通災害に遭った方に、見舞金を支払う公的な交通災害共済制度です。

広報おうめ等での啓発やパンフレットの配布を行い加入促進を図ります。

(市民安全課)

(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額の賠償責任を負う事例が発生していることを受け、令和2年4月から都条例により自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険への加入が義務化されたことから、未加入者に対して周知・加入促進を図ります。

・東京都においては、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

(平成25年3月29日条例第14号)を改正し、令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を義務付けました。

(青梅警察署、市民安全課)

第7章 災害に強い交通施設等の整備

1 災害に強い交通施設等の整備

(1) 道路橋りょう等の長寿命化・耐震性の強化

令和3年3月に改定した「青梅市橋りょう等個別施設計画」にもとづく計画的な点検・補修工事等を行い、橋りょう等の長寿命化を図るとともに耐震性の強化を検討していきます。

(都市整備部管理課、土木課、計画保全課)

(2) 無電柱化の推進

安全でゆとりある歩行者空間の確保と防災面での役割からも電線類を地下に収容する無電柱化を推進します。

(土木課)

2 災害時の交通安全確保

(1) 大規模事故時等の各機関の相互連携の確保

市内において大規模事故が発生した場合、青梅市地域防災計画により、市、都、警察署、消防署および防災関係機関は事故の状況等に応じ、応急体制を確立し、適切な応急対策を実施していきます。

さらに、事故の状況等により、住民等の避難が必要な場合には、避難所を開設するとともに、関係機関の協力を得て、避難誘導を行います。

(防災課)

(2) 緊急通行車両等の交通確保

ア 災害時等における運転者等に対する情報提供

災害時等における運転者等の安全確保や緊急車両の円滑な通行を確保するため、公益財団法人日本道路交通情報センターの「災害情報提供サービス」を活用して運転者等に対し、道路交通に関する情報と都が把握した火災情報を併せて効果的な情報提供に努めます。

(青梅警察署)

イ 緊急道路障害物除去

災害時、緊急車両等の通行を確保するため、道路上に放置された車両や建物等から落下した障害物の除去および道路と橋りょう等との境に生じた段差、路面の亀裂等の応急補修を速やかに行う緊急道路障害物除去作業を実施します。

(都市整備部管理課)

(3) 信号機の減灯対策

信号機用非常用電源設備は、大規模災害時だけではなく、長時間の停電時にも信号機への電力供給が可能であることから、交通の安全と円滑を図るために今後も新規整備を推進するとともに、老朽化した設備の更新を進めています。

(青梅警察署)

(4) 災害への備えに関する広報啓発

大震災発生時における交通規制計画にもとづいて「都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること」、「緊急自動車専用路等を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所、または他の道路に移動すること」等について、チラシやポスター、広報用DVD、警視庁ホームページ等の広報媒体を活用するなど、交通規制を周知徹底するための方策を推進していきます。

(青梅警察署)

第8章 鉄道および踏切の交通安全について

1 鉄道の交通安全

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

ホームの安全確保等については、西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、JR東日本八王子支社に対し要請を行います。

(福祉総務課、都市整備部管理課)

(2) 利用しやすい駅施設等の整備

駅施設等の視覚に障害のある人のための点字ブロック、案内標示等の設置および高齢者や身体に障害のある人など、誰もが安全で円滑に移動できるようなバリアフリー化の推進については、西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、JR東日本八王子支社に対し要請を行います。

(福祉総務課、都市整備部管理課)

2 踏切の交通安全

踏切道の安全を図るための措置として、車両が踏切を通過する際の違反行為について指導取締りを行います。

(青梅警察署)

第 11 次青梅市交通安全計画

発行者：青梅市

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

発行日：令和4年3月

編集：青梅市市民安全部市民安全課

電話番号 0428-22-1111（内線）2311